

出をする、あるいは事件発生地において届け出をするということになり、そこからさらに本籍地に連絡いたしまして、本籍地の市町村長が調査票をつくるというようになり、なかなか手間がかかるわけでありました。そこで昭和二十一年に、これは当時の総司令部の指示もございまして、人口動態統計をすみやかに的確に把握するためには、出生、死亡については、事件発生地で届け出をし、同時に、その届け出地で人口動態の統計資料をつくる、これが最も確実な方法ではないかという事になったのでございます。終戦直後のことでもございますので、交通、通信が必ずしも円滑にいたっておりません。そういう情勢下において、その動態統計を迅速に、的確にやろうと思いたしますれば、それも一つの方法であつたかと思うのでございます。そういうことから戸籍法のほうの改正をいたしまして、事件発生地で、すべて出生、死亡については届け出をしなければならぬ、このように規定されたわけであります。

その当時の実情を申し上げますと、これは必ずしもそのことが事件発生地と住所地の関係を明らかにするものではございませんけれども、たとえば出生の場合について申し上げますと、お産をする場所が自分の住所外であつた、住所外以外のところでお産をしたというのが全体の二・四%でございまして、あとは大体住所外でお産をしていたやうでございまして、ところが、四十一年になりましたと、住所外でお産をするケースが八七・七%に増加しております。このことは、直ちに住所地の市町村外でお産がなされるということとは結びつきませんけれども、その可能性を十分に含んでおるものと考えられるわけでありまして、厚生省でお調べになったところによりますと、昭和四十四年におきましては、大体出生事件の四〇%が住所外以外の市町村でお産がなされておる、こういうことでもございまして、したがって、この二十一年のころと比べると、だんだんとそういうふうな、事件発生地が住所外から離れていくという傾向がうかがわれるのでございます。

そこで現在、統計の面からどうかということでもございますが、昭和二十一年当時と比べますと、現在は、機械集計も非常に発達しておりますし、通信、交通もその当時とは比べものにならないような状態になり、厚生省におきまして、前のやうなやり方を維持する必要はない、こういうことでもございまして、それであれば出生届け、死亡届けにつきましては、むしろ従前の形に戻して、本人の本籍地あるいは届け出人の住所地でするというたてまえにいたしまして、同時に事件発生地でも届け出はできるようにしていく、こういうことでも今回の改正に踏み切つた次第であります。

○羽田野委員 人口動態統計を出す必要性が強く、この二十二年の当時、事件発生地に限定して、たという点につきましては、なるほどわかるのですが、その当時、出生はほとんどの部分が住所外でなされておつたということになると、事件発生地即住所外というものがほとんどであるならば、人口動態統計を出す必要から改正したという点は、ちよつと説得力が薄いような気がするわけですが、私はどうしてこういう改正をなされたかということとをその当時の記録等で調べたいと思つていますが、ほとんど論議をされてないのが実情なんです。そこで私が推測するのには、戸籍の届け出は一定期間内に届け出ることを要請しておるし、もし期間内に届け出ないと、過料の制裁であるやうな状態です。なるべく届け出やすいようにするというのが一つの要請で、今度の改正の点もそれだと思つて、届け出やすいことよりも正確性ということが、届け出やすいことよりもつと大事なことです。いわゆる間違ひのない、誤りのない届け出をさせなければいかぬ。特に、虚偽の届け出というものを排除するようにしなければいかぬというやうなところから、この事件発生地において届け出をさせるということになれば、出生あるいは死亡の届け出について虚偽の届け出をした場合には、それが発覚する公算がその他の地域でしたよりも多いというやうなところから、届け出の正確性というものをそれによつて担保してお

るのではないかとすることが考えられるのです。局長、その点はいかがでございましょうか。

○新谷政府委員 確かに仰せのように、事件発生地において届け出をいたしますれば、届け出の正確性を期する上において他の地で届け出をするよりはよろしからう、そういうことも考えられるわけです。もちろん統計の正確、迅速を期するということもやはりそれとつながる問題でございまして、届け出を正確にしようというところから出発しておるやうにも考えられるわけでございます。

○羽田野委員 そこで、私が心配しますのは、私もが実際に戦後いふん取り扱つたのは、例の戦死者の遺族が、いわゆる遺族扶助料などをもらつた場合に、実はあの戦死した子供は私の子供で、結婚前に生まれたために、両親の子供として入籍して、自分の弟になつておる、あるいは姉さんの子供として入籍して、自分はおばという事になつておるけれども、実際自分が母親なんだというケースがずいぶん出てきておるわけなんです。現在でも、そういう結婚前に生まれたからという問題は起こりませんが、子供のない夫婦が、生まれたときに子供をもらひ受けて、初めから自分の戸籍に入れるというケースがあとを断たないという事を聞いております。

そこで、いま結婚前に子供が生まれても虚偽な届け出をするというケースが非常に少なくなつておるという事は、結婚前に子供が生まれるケースが少なくない。という事は、人工妊娠中絶が日本においては比較的行なわれておることが一つの原因だと思つて、ところが、この優生保護法の第十四条一項四号に、妊婦が分べんによつてその健康を著しく害するおそれがあるというやうな場合には、これは身体的場合であつても、あるいは経済的理由によつても、医師の判断で人工妊娠中絶ができるという規定があります。最近の世論は、経済的理由によるいわゆる人工妊娠中絶をやめさすべきだという論が非常に高まつております。近い将来、そういう世論の反映で人工妊娠中絶がきわめて制限された場合、戦前のよ

うに、理由なく中絶した場合には堕胎罪を適用されるというやうなことになる、また、結婚前に子供が生まれる、そうすると、それを自分の嫡出でない子というので入籍するのはいやで、親の籍あるいは兄弟の籍に入れるというやうなケースが出てこないとも限らない。そういう場合に、今度の改正がそういうことを容易にするというやうなことであると、はなはだ困ると思つておる。この点はだいたいやうだという歯どめが何かございましょうか。その点をちよつとお伺ひいたします。

○新谷政府委員 優生保護法との関係でございすけれども、今回の改正は、この法律との関係は全くないと思つておる。この法律との関係は全くないと思つておる。したがって、今回の改正は、ことに出生届けにつきましては、届け出について医師、助産婦の証明書を付けることになつております。その取り扱ひにつきましては現在とちよつと変わらなせん。したがって、今回の改正をやることによつて虚偽の届け出がふえるという事は、戸籍法の面から申しますれば考えられないだらう、このように考えております。

いづれにいたしましても、優生保護法とは関係はない、このように御了承いただきたいと思います。

○羽田野委員 よくわかりました。そのほかの条文は整理その他だからよろしうございしますが、最後に附則のところではつきりしないところがありますから、ちよつと説明をしていただきたいと思います。

附則の改正の分、死産の届出に関する規程、それから墓地、埋葬等に関する法律、それから死体解剖保存法の改正、こういうものがあつておるやうでございしますが、この点、簡単に説明していただきたいと思います。

○新谷政府委員 死産の届け出、あるいは墓地、埋葬等に関する許可の関係、死体解剖保存の関係でございしますが、これは従来戸籍法の死亡届けの手續に合せて規定がなされていたわけござい

ます。したがって、事件発生地市の町村長に死産の届け出をするとか、あるいは埋葬の許可を受ける、こういうことになっていたのでございます。

しかし、先ほど申し上げましたように、戸籍法を改正いたしますと、その届け出を受けた市町村長がすべてこれを処理できるようにしたらよろう、ごく大ざっぱに申し上げますと、そういう考え方から戸籍法の改正に足並みをそろえて、厚生省の御要望もございましたので、これらの法律の改正をお願いしよう、こういうことでございます。

○羽田野委員 終わります。

○岡沢委員 関連して、今度の改正、私はしごくごもつともだし、むしろおそきに失したという感じがするわけです。いただきました資料によりまして、昭和四十二年十月、全国連合戸籍事務協議会の要望事項、四十三年にも四十四年にもなされてはいるわけですね。いまの局長さんを責めるわけではございませんけれども、これだけいい改正をなせいで済んでおられたかという感じがするので、その辺、理由があれば伺いたい。

○新谷政府委員 まことにごもつともな御意見だと思ひます。私もできるだけ早く改正しようと思つていたのでございますけれども、一つには、先ほど申し上げましたように、人口動態統計の関係がございましたこと、さらにほかにも、もう少し戸籍法の中で改善を要する点はないだろうかということを実は検討いたしております。しかし、なかなかめんどろな問題もございまして、これを全部まとめてということになりますと、ちよつとまだ時間がかかるんじゃないかと思ひます。このように考えまして、せめてこの出生、死亡の届け出だけは早急にこしたことはなからうと思ひまして、この点だけ取り上げまして特に今回提案させていただいた、こういうことでござい

○畑委員 関連して簡単に聞きたい。いま、羽田野君の質問をちよつと聞いておつたんですが、私は、実は勉強不足であつて、この現行法が、前に改正になって現行になつたというこ

とを知らなかつた。羽田野君の質問で実はわかつたのですけれども、この法文の中を見ても、届け出といふことについて、何の届け出でも、一応原則として、事件本人の本籍地あるいは届け出人の所在地ということが原則になつてゐる。ところが、これだけが例外になつてゐるといふのはどういふわけなんだろう、こういうふう

に考へておつたんだが、それがいい、実は勉強不足が明らかになつたんですが、もう一度聞きたいのは、大体どういふことで、もつと端的にいうと、少し答弁が足りない感じがしたので。現行法になつてから、もう相当前からこういつたような事情は出ていたんじゃないかと思うのですが、どうしてそんなふうになつたんでしょうか、もう一度羽田野君に対する答弁を詳しく聞かせてください。

○新谷政府委員 昭和二十一年までは、本人の本籍地あるいは届け出人の所在地すべきものであるが、事件発生地でもよろしい、こういうことになつておつたわけでありまして、これは人口動態統計の関係で、これを迅速に、正確に把握するためには、事件の起きたところで届け出をして、その市町村で把握するのが一番よろしかろう。これは、先ほど申し上げましたように、司令部の指示もあつたのでございます。

そこで、現在の、二十二年の戸籍法ができます前に、昭和二十一年の司法省令四十七号というものがございまして、これはポツダム政令でござい

で子供を産んだ場合にも、自宅に帰つてきてから名前をつけるので、生れたところですが、届けるようなことはせぬで、名前をつけるときに届けるのが普通じゃないですか、結局のところ。その辺どうですか。

○新谷政府委員 仰せのとおりでございますが、二十一年当時といつたしましては、事件発生地と住所が、先ほど申し上げましたように、統計によりまして約九七%以上が一致しておつたわけでございます。そういう意味では、この改正をやりまして、それほど不便は生じなかつた。ただ、あとの残りの面につきましてより一そう正確を期そう、こういうことから、この措置がとられた、こういうふうにもご理解しております。

○高橋委員 これにて本案に対する質疑を終了するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○高橋委員 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○高橋委員 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。
戸籍法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

おはかりいたします。
ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○高橋委員長 次に、法務行政に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。畑君。

○畑委員 時間的な関係上、どうしてもきょう法務当局に質問をしておかなければということ、特にお願いをしてきょう質問をさせてもらうことになりましたが、それは法務局の臨時職員の取り扱いの問題であります。

いま法務局では、相当の数の臨時職員がある、全法務局関係で割ぐらしい数の臨時職員がある、と私は聞いておりますが、その職員を、民事局長通達を出して、とにかく三月三十一日現在で一応整理をして、そしてまたその中から必要なる者は再雇用するということが切りかえる模様でありますけれども、それについて、もう少し慎重に考へて、それを検討するためにしばらく猶予を置けないかということが、実は私の最終的な問題提起になるわけです。

そこに至るまでにいろいろ質問をしたいのですけれども、法務局の職場では、いまも言ったように相当の数の臨時職員が、登記簿の謄本とか抄本あるいは諸証明、そういうものの仕事をしておる。それからまた、受付業務、記入など、そういう比較的恒常的な仕事をやってゐる人が相当多いと思ひます。まあ例の、今度大体一段落すると思はれる登記簿の一元化ですか、ああいつた問題で非常に臨時職員を雇つた、こういうことはわかりません。これは大体整理が済んでそういう方向に向かつてゐると思ひます。ところが、その臨時職員はほとんど普通の仕事に従事してゐる模様であります。これを首切るといふわけですね。

普通の職員でなくて臨時職員ですけれども、いままでずっと恒常的に使つておつたという扱いになつてゐたのを、急にそれを首を切つて、再雇用するとしても、ほんとうの臨時職員の形で、六カ

月かなんかし見ないという形にするようであり
ますが、非常に急激なおたくのほうの方針の変
更、これがどうも解せない。そういう点について
お聞きしたい。

その臨時職員は大体どういう仕事をしておるの
か、私が聞いておるとおりであるのかどうか、そ
の辺をまず聞きたい。

○新谷政府委員 この問題は、過去におきまして
も、予算委員会、決算委員会あるいは当委員会に
おきましていろいろ御心配をわざわざした問題で
ございます。

法務局におきましては、經常的な本来の仕事の
ほかに、現在の事務の体制の改善をはかりたい
うことから、いろいろの臨時の作業をやっており
ます。たとえば台帳と登記簿の一元化、あるいは
租悪用紙の移記の問題、あるいは商業登記簿の
ファイルの問題、あるいは従来の尺貫法で表示さ
れております登記簿をメートル法に書き直さなけ
ればならない、こういう仕事があるわけでござい
ます。

そこで、もう過去数年にわたりまして、これら
の臨時の仕事を担当してもらっていますために賃金職
員を採用いたしまして、これらの仕事に従事させ
ておるのであります。この賃金職員は現在千三十
人くらいおります。これは本年の二月一日現在で
ございます。その内訳は、男子職員が七十五、女
子職員が九百五十五人、こういう実態でございま
して、一元化、メートル法に六百七十一人、租悪
用紙に百十一人、あるいは税務署通知に百六十九
人というふうな内容になっておるのでございま
す。

これらは臨時の仕事でございますので、私ども
としましては、その仕事が終われば当然その雇用
をやめるべきものである、こういうふうに考えて
もおりますし、また過去のいろいろの御意見で
も、その点についての御批判がございます。長期
にわたってこういった臨時職員を採用するのはけ
しからぬではないか、こういう御意見でございま
す。私どもも反省すべきものは反省いたしまし

て、臨時の職員であれば臨時の仕事をしていただ
くのがこの制度でございますので、定員内職員と
同じような扱いをすべきでないという御趣旨を十
分考え、なおかつ、そういった定員外の職員で
ございまして、定員職員と同じように会計年度を
越えても引き続いて採用する、こういうたてま
えはとるべきではない、これはやはり一つの筋論で
ございまして、そういう御要望、御意見等もござ
いまして、また同時に、政府の方針としまして
も、会計年度内で任用期間を定めてやれ、こうい
うことになっておりますので、姿勢を正すと申し
ますが、筋を通すような趣旨におきまして、一応
この会計年度末で終止符を打って、さらに新年度
に入って採用すべきものは採用していくべきでは
ないか、こういうふうなけじめをつけたというの
が今回の措置なのでございます。とは申しまして
も、一元化にいたしましたもあるいは租悪用紙の
移記にいたしましたも、まだこれから継続してや
る仕事でございます。したがって、今回雇用
をやめました職員を今後一切採用しないというこ
とは毛頭考えていないわけであります。ただ予算
の執行なりこの賃金職員というものの性格にかん
がみまして、折り目だけは正していこうというこ
とでございます。

なお、一元化の作業も四十五年度でいよいよ終
了いたします。したがって、一元化のために
入りました予算も、来年度におきましてはかなり
減額の要求もいたしました。また、いろいろ反対
の御意見のございました税務署に対する通知の問
題でございますが、これにつきましても、国税庁
のほうと相談をいたしまして、何とかいい方法
はあるまいか。いままでのような全部法務局でお引
き受けするというのはいろいろ問題もあるし、も
う少し検討していただきたいということをおも
いのほうから申し入れをしたわけでございまして
そうなりますと、本年度採用しております賃金職
員を来年度もそのまま引き続いて採用するとい
うことは、ちょっとたてまえ上もむずかしくなっ
てくる。そういう意味合いにおきまして、一応筋目

を正して、今回年度末で一応終了させ、さらに必
要な者は新年度から採用していく、こういう措置
をとったというのが今回の措置でございます。

○畑委員 その臨時職員は一元化その他の臨時的
な仕事に従事しておると言っておられるけれども、
そうじゃないんじゃないですか。なるほど予算を
取るためには、その一元化の仕事にこれだけ金が
要するというところで予算を取って、庁費等で臨時職
員の給与をまかなっていったんだと思うけれど
も、最近はどうなんだと業務は減ってきて、四十五
年度で終わるといふことなんだけれども、しか
し、一般の恒常的な仕事がいまだ相当多くなっ
てきている。そこで、そういった臨時職員をそちら
のほうに使っている面が非常に多いと私は聞いて
おります。そういう事実はございませんか。

○新谷政府委員 これは前にも御質疑があったと
存じておりますが、私どもとしてそういう事実が
全くないということは、これは申し上げません。
しかし、臨時の仕事でございまして、各法務局
ごととそれぞれ個別に計画を立てましてその作業
を進めてまいります。その間にやはり時間的にロ
スが出てまいります場合もございまして、せつかな
れた職員でありますから、それを引き続いて次の
仕事をやらせてもらうために、一時待機と申しま
すと言いつつ過ぎかもしませんけれども、ほかの仕
事をやっておいていただいて、次の段階の臨時の仕
事に入ってもらい、こういうこともあり得るわけ
でございます。また、なれた職員がおります場合
には、ついそちらの仕事に移しまして、その穴理
めに臨時職員を使ってきたということも、これは
ないとは申しません。

しかし、そういうやり方自体がやはりこの賃金
職員というものの性格に合わない事柄でございま
すので、ここ二、三年來、法務局の関係の局長な
りあるいは課長の会同の機会に、私は口をすっぱ
くしてそういうことのないように、臨時の仕事は
臨時の仕事として臨時の職員だけにやらせるのが
筋だから、そのような運用に配慮するようにとい
うことを強く実は訓示しておるわけであります。

しかし、それは申しまして、採用して長く使っ
ておりますと、これは人情も移ることございま
すし、二日あとから新しい仕事をやるんだから、
その二日間おまえはやめておけというわけにもい
かない事情もあるようでございまして、いろいろ
事情がその中へ入りまして、いまお説のように、
これはまた恒常的な仕事といえれば恒常的な仕事か
もしれませんけれども、そういった面にも振り向
けられてきたということは私は否定はいたしま
せん。しかし、そうあるべき筋合いのものではない
ということは強く申し上げておるのであります。い
ろいろな面で折り目を正していかなければならぬ
らう、こういうことを考えておる次第でございま
す。

○畑委員 局長も恒常的な仕事に振り向けてやら
しておいたような事実もあると認めざるを得なく
なっておりますけれども、相当の数をそちらにさ
いておるようには話を聞いておるのだが、そうだと
すれば、それをやはり定員化するといふ努力をす
べきであつたと思うのです。しかもこれからそれ
だけの臨時職員を首を切つて、またやはり臨時が
必要な面があるかもしれぬ。おそろしくふるいに
かけて再雇用するということになると思ふのだが、
それがいままでの扱いとだいぶ変わってきてしま
うんですね。今度は六カ月以内、とにかく年度を
越えて採用するといふようなことでなく、そのと
きそのときで臨時に六カ月以内の採用をするとい
う形になるわけだが、いままでずっと、もう相当
長くそういった人々を使つてきたのでしょう。

二年、三年と継続して切りかえてやっておる人が
相当多いらしい。それらについては共済組合の適
用もあつたようだし、それからポナナスの適用も
あつた、有給休暇の適用もあつた、それでずっと
いままでやってきている。しかも人が集まらぬ。
日給六百円から九百円ぐらいの間だと私は聞いて
おるが、そういう安い賃金であるから人が集まら
ぬ。集めるためには、定員化する可能性があるの
だからというよりなこと、だいたいだますような
形で人を集めているというふうな話を聞いてお

しかし、それは申しまして、採用して長く使っ
ておりますと、これは人情も移ることございま
すし、二日あとから新しい仕事をやるんだから、
その二日間おまえはやめておけというわけにもい
かない事情もあるようでございまして、いろいろ
事情がその中へ入りまして、いまお説のように、
これはまた恒常的な仕事といえれば恒常的な仕事か
もしれませんけれども、そういった面にも振り向
けられてきたということは私は否定はいたしま
せん。しかし、そうあるべき筋合いのものではない
ということは強く申し上げておるのであります。い
ろいろな面で折り目を正していかなければならぬ
らう、こういうことを考えておる次第でございま
す。

○畑委員 局長も恒常的な仕事に振り向けてやら
しておいたような事実もあると認めざるを得なく
なっておりますけれども、相当の数をそちらにさ
いておるようには話を聞いておるのだが、そうだと
すれば、それをやはり定員化するといふ努力をす
べきであつたと思うのです。しかもこれからそれ
だけの臨時職員を首を切つて、またやはり臨時が
必要な面があるかもしれぬ。おそろしくふるいに
かけて再雇用するということになると思ふのだが、
それがいままでの扱いとだいぶ変わってきてしま
うんですね。今度は六カ月以内、とにかく年度を
越えて採用するといふようなことでなく、そのと
きそのときで臨時に六カ月以内の採用をするとい
う形になるわけだが、いままでずっと、もう相当
長くそういった人々を使つてきたのでしょう。

二年、三年と継続して切りかえてやっておる人が
相当多いらしい。それらについては共済組合の適
用もあつたようだし、それからポナナスの適用も
あつた、有給休暇の適用もあつた、それでずっと
いままでやってきている。しかも人が集まらぬ。
日給六百円から九百円ぐらいの間だと私は聞いて
おるが、そういう安い賃金であるから人が集まら
ぬ。集めるためには、定員化する可能性があるの
だからというよりなこと、だいたいだますような
形で人を集めているというふうな話を聞いてお

る。そうした上で来た人々を、ここで急に方針を變えて首を切ってしまう。そうしてあとはこちらの必要に応じて臨時雇用を六カ月以内でやるのだ、こういうふうなことは、あまりにも急激な變化ではないか、こう思うのです。そうならば、いままで三年間も——三十六年に閣議決定がなされておるのに、それをいままでずっとこのままでやっていた責任はどうするの。急にここで變えてやる必要はないのではないか。まあ折目目を正すということはよくわかりますけれども、しかし、そうかといって、ここで急にやるのはどういうことなのか。各省ともやっておるのか、各省はまだそこまですてないようだ。要するに、行管のほうでも調査をするということになっておるの、それによって処置を講ずるというように、この前行管の長官は答弁をしておるようでありすが、その進行中であるわけだ。それをあなたのほうで今度急に、三月三十一日を限りとしてとにかく一応全部を整理するということになったのはどういうわけか、こういうことなんです。今までと今度はあまりにも違い過ぎる、約束が違う、こういったような臨時雇用者の声も相当多いわけだ。その点はどういうことでしょうか。

○新谷政府委員 先ほども申し上げましたように、この臨時職員の長期雇用化ということについての非常に強い御批判をいただいております。それに加えて、一元化も縮小していくために予算の減額要求も当然のことでありますけれども、私どもとしてはいたしております。また、御批判の強い税務署通知にいたしても、これは職員の立場も考えますならば、われわれもさらにこの辺で再考を要するのではあるまいか、こう思っています、国税庁に對しましては検討をお願いしております状況でございます。

そうなりますと、従来のままで臨時職員の雇用を継続していくことはとうていできないのでございます。各省がどのようにお考えになるか、私は存じません。しかし、少なくとも法務局につきましては、先ほども申し上げたように、

二、三年來私は口をすっぱくして、この臨時職員の取り扱いについて姿勢を正すようにということを書いてまいりました関係もございまして、ちょうど今回予算の減額とかいろいろのこともございましてこの機会に、やはり折目目を正して、内閣の方針に従ってやる必要がある、これがまた国会方面の皆さん方の御意見にも沿うゆえんである、このように考えて実はこの措置をとろう、こういうことにした次第でございます。

○畑委員 民事局長は口をすっぱくして言ったかどうか知らぬけれども、いままではそれがなされていなかった。実際には形にあらわれていなかった。それが急に今度の三月三十一日で全部整理というところ、それを全部整理して使わないでいいないけれども、それを使うのですね。おそろく使わないとはあなた断言できないでしょう、仕事はあるのだから。しかも臨時のな仕事であるとも言い切れないとぼくは思うのだ。人が足りないというところは厳然たる事実だと思ふ。これは一元化だけの問題ではなくて、全体として人が足りない、事務量がふえてきている、こういうことだと思ふのです。それで、やはり依然として臨時はあろうと思ふのです。ないなら全然ないと言いつつてもいい。おそろく言い切れないでしょう。あなた口をすっぱくして言ったかどうか知らぬけれども、とにかくいままでは、閣議決定があつても、そのあとずつとずるずるとやってきた。それで急にいまになつて——去年、実は参議院で総理や行管の長官が答弁をされた。質問したのは山崎昇さんですが、これは結局、臨時職員をなぜ定員化せぬか、足りないのなら定員化しろ、こういう趣旨で質問したものでないか、ともかくそんなにあるとは驚いたという形で、実は実態を調査して、ほんとうに定員化が必要なら定員化すべきである、臨時はほんとうの臨時の意味だから、臨時の処置であるべきだという意味でしょう。そういうような答弁をされておりますが、それで急にあなたの方でそういうふうにかえられたのか、どうも私はちよつと了解できないのです。

そこで、行管のほうに聞きますけれども、行管のほうではどんなことをいまやっているのですか。そういう問題について調査が何かやっているか。

○吉野説明員 いわゆる定員外の職員につきましては、昨年各省庁に調査の御依頼をいたしまして、本年に入りましてから先般各省庁から調査が出そろいましたので、現在私どもの手元におきまして調査の結果を集計、整理をいたしておる段階でございます。

○畑委員 それで行管としては調査の結果をまとめて集計をしてどうするのですか。

○吉野説明員 今回の定員外の調査につきましては、先般の国会におきましていろいろ実態等につきましても御議論がございまして、そういう御議論にこたえる意味におきまして調査をいたすことにはいたしたわけでございます。そこで、もちろんこれは調査の結果のいかんによることでございましてけれども、調査の結果を慎重に検討いたしました上で、格別の措置が必要であれば、その段階におきまして必要な措置をとるというようにすることになるかと存じております。

○畑委員 そうすると、その実態の調査の結果まとまったらものをいろいろ類別などして、この省のこういう臨時職員の数は各省の実情と照らし合わせて定員化する必要があるのか、これは臨時で間に合うのか、実際にそういう仕事があるのか、そういう点を具体的に調べた結果、その結果に基づいて各省と打ち合はして最終的な処置を講じよう、こういうことですか。

○吉野説明員 ただいま先生のおっしゃいましたのは、定員化をすべきものがあれば定員化をする措置を講ずるのかどうかという御質問かと思ひますけれども、そういうような問題も当然検討の対象になるというふうに考えております。

○畑委員 そうだとすると、別に行管としては、臨時職員は首を切れというふうな方針でやっておるわけでもないですか。要するに、実態がどうであるか、その実態によつては定員化も必要である

う、あるいはみんな首切る必要があるだろうとか、そういうことをその結果によつて判断して各省と打ち合わせよう、こういう段階ですね。

○吉野説明員 調査の目的自体は、決して先生がおっしゃいますような首を切るというふうなことを目的として調査をいたしておるわけではございません。しかし、先生御承知のように、三十六年二月二十八日の閣議決定がございまして、定員内職員と同種または類似の職員が定員の外に発生をすることを防止するために、いろいろな措置を政府内において講ずることをきめてございます。現在におきましては、なおその閣議決定が厳然と生きておるわけでございます。そこで、その閣議決定の趣旨に従ひまして各省庁において適切な管理がなされる、かように理解をいたしておるわけでございます。

○畑委員 いま行管のほうから聞きますと、そういうことなんです、そこでお聞きしたいのは、ほかの各省庁はどうですか。おたくのほうでこういった調査をやっておる、それが大体まとまると、ところが三月三十一日までにはやはりそういった臨時職員を一齐に整理をする、首を切るということをはかの省庁はやっていきますか。

○吉野説明員 現在私どものほうで作業いたしておりますのは、各省庁から出そろいました調査の結果を整理いたしておる段階でございます。そこで、詳細に省庁ごとに定員外職員の実態がどうであるというように私どもを私どものほうとしてまた把握し切っていない段階でございますので、省庁によつてどういふ実態にあるのか、あるいはどういふ措置が行なわれておるのか、総括的にまだ申し上げられない段階でございます。御了承いただきたいと思ひます。

○畑委員 そうすると、まだ結局どこからも何もない。報告もない。いずれあなたのところに、そういうことがあつたら各省庁から報告があるのでしよう。

○吉野説明員 先年各省庁に依頼をいたしました調査の結果は、すでに私どもの手もとに各省庁と

も提出がされてございます。されておりますけれども、御承知のように、定員外職員はかなり多種多様でございます。それから、省庁のいかにによりましては、調査の内容で重複、脱漏等もあるように見受けられますので、現在それらの点を各省庁に照会しながら整理をいたしてある、こういう段階でございますので、御質問のような、いずれあらためてまた各省庁から調査の結果が通知されるかどうかという事はないわけでございまして。

○煙委員 いま行管から聞くと、そういう進行状態なんです。

そこで、法務省のほうに聞きたいのだが、私が先ほど申し上げましたような実態でありまして、法務省のほうに、急にいまそれを実行しようという事はこの際少し考えて、ほかの省庁のほうはどうであるかという事など等にもらみ合わせて慎重に処理をされるのが私は妥当だと思ふ。ともかくいままでずっと、一千何名の臨時職員をかかえておいて、それでしかも先ほど私が申し上げたような扱いを——ボーナスも出す、共済組合の適用も与える、有給休暇も与える、こういうようなことをずっとやってきて、そこでいま三十六年の閣議決定があるからということ振りかざして一斉に首を切るという事は、私は何としても解せない。何もそんなに急ぐ必要はないじゃないか。もともとと実態をよく把握した措置をすべきではないかと私は思う。その点がどうも、法務省は法律をつかさどるところの省かどうか知らぬけれども、ばかにしゃくし定木に、各省に先立つて、実態調査の段階であるのになあなあのほうからえらく急いでそれだけの人数の人を急に首切るといふことはどうもふに落ちない。あなたの方の責任回避、要するに役人としてどうもそういうふうなかつこうにしておかないと困るということであつた処置だと思ふのだけれども、しかし、これを首を切られた人の身になつて考えてみたら、それが簡単にいけるものだろうかと思ふのです。

その点、何もそう三月三十一日ということでない、その通達を撤回して、そうして少し考えてみたらどうですかね。それを考えてみる余裕はありませんか。その点をひとつ伺いたい。

○新谷政府委員 先ほど申しましたように、もう数年にわたりましたこの問題についてはいろいろ御批判をいただいてきたところであります。定員外職員の長期雇用化の問題、さらに恒常的な事務に従事している者はないかという問題等からみまして、私どもとしては、やはり政府の方針の通り、すっきりした形にして皆さまの御批判におこたえすべきじゃないか、こういうふうにご意見を申し上げても、やはり折り返しを正してやるべきことはやっています。ただ今回、会計年度の終わりに一応——その職を離れます人たちは非常に一生懸命に法務局の仕事をやってくれた人たちであります。したがって、可能な限り再雇用という事も考えなければならぬと思ひます。しかし、いづれにいたしましても、定員内の職員ではございません。やはりそれなりの筋目の通つた措置を私どもとしてはやるべきであらう、こういうふうにご意見を申し上げます。

な、定員組み入れの問題でございますが、先ほど定員化とおっしゃいましたけれども、政府全体の問題としてお考えになる場合には、これは行政官庁、総理府でしかるべく御検討になることと思ひます。私どものほうとしては、昭和三十一年以来すでに千名をこえる定員外職員の定員組み入れの措置はとっております。これも試験的な方法によるわけでありますけれども、できるだけそういうことを進めまして、身分の安定する定員内に入つてもらうという指導はいたしております。全然突き放すような措置をとつておるといふものではございません。これを参考にちよつと申し上げておきます。

○煙委員 ともかく臨時職員には臨時の仕事だけしかやらせない、これは当然だと思ふ。ところが、実際はそうではない。一体それでやれるのでしょうか。そのうちの何人かは再雇用するので

しょう。大部分になるかどうかは知らぬが、再雇用するのだと思ふのだけれども、はたして全部臨時の仕事に充てるのだということが言い切れるかどうか、それは問題だと思ふ。おそろくそういうことはないと申すんです。そういう人たちにやはり恒常的な仕事をやらせることにならざるを得ないと思ふ。そうだとすれば、やはり人が足りないのだ、したがって定員に組み入れていく、こういうことをやらなくて、ただかつこうだけつづけるのかつこうだけつづけることになるのではないか。またそのうちに逆戻りするようになるのではないのでしょうか。ほんとにそれだけ、臨時の仕事をやる人だけを再雇用するのだということならわかります。ところが、そうじゃないことに結局なるのじゃないか。末端の法務局あたりに行くところ、いやないかと私は思ふ。だから私は言う。そういうことが必要なら、定員をどんどんふやすというなことをやらぬか。人手が足りないから臨時雇用でやっていく、あくまでも臨時雇用だった臨時の仕事をやらせるべきなのに、恒常的な仕事も実際にやらしてある。これは断言しますよ、おそろくできっこない、臨時の仕事だけやらせることになりはせぬ、こう思ふのだ。それで劣悪な条件でやつたて、そういう人は六百円から九百円くらいでは集まらぬでしょう。しかも共済組合の適用もないし、ボーナスの適用もないし、六カ月で首切りだ、再雇用だ再雇用だということではたして集まるかどうか、私はそれを心配してゐる。それではかきついても言へば、なかなか人は集まらぬということになるのじゃないか。どうですか、この辺は。それはきちつとやれませんか。

○高橋委員長 煙君、時間をオーバーしたから、慎重に考慮してもらつて善処してもらふことにして……

○新谷政府委員 仰せのように、法務局の事務は非常に激増しております。恒常的な事務のために

は私ども毎年定員の増加をお願いいたしておりますが、おかげで各方面の御理解もいただいて、ある程度の措置はとっていただいておりますけれども、必ずしもこれで十分ではございません。この増員措置と臨時職員の定員組み入れというものは必ずしも結びつかない。と申しますのは、公務員の任用の条件等もございまして、これはできないわけでございます。したがって、法務局の立場からいいますれば、恒常的な事務のためには増員の要求を今後とも続けていかなければならないと思ひます。また臨時の職員の処遇につきましても、できるだけ不利にならないような方法を今後とも私どもは考えてまいる所存でございます。ただ折り返しだけはつけないと、どうも私どももいろいろ国会方面からも御批判いただいております。法務省の立場もございまして、この際、一応折り返しだけはつけないでいただきたい、こういうことではございませんので、御了承願ひたいと思ひます。

○煙委員 折り返しを正す折り返しを正すとよく言うけれども、それは責任回避ですよ。お役人根性だよ。それはもういままでずっとやってこられた人、しかも普通の職員になれるのだというふうな希望で入つてきた人が、急にここで首切られて、いろんな優遇措置もなくなつてしまふ。あなた方はそれで済むかもしれないが、首を切られる本人の立場になれば、あまりにも急激な変化だからぼくは言うのだ。行管のほうの態度を待つてそれを首にすることはできないか、それはどうなんですか。

最後に、今度首を切るの三千三十人だそうだが、実際はもつとあるような様子だね。組合あたりで調査するともつと多いようだが、かりに千三十人として、大体そのうちどれだけ再雇用する考えですか、臨時として。

○新谷政府委員 これは各法務局にまかせておりまして、私のほうとしては、どのくらい見込みがあるかという事は把握いたしてありません。しかし、従来の経緯から申しまして、ただ年度

末に雇用をやめてそのままにしてしまおうというとは、おそろくないだろうかと思ひます。

○煙委員 そりすると、やはり優遇措置や何かみんななくなつてしまひますね、六カ月雇用になる。いま私が言つたような優遇措置、ボーナス、その他。

○新谷政府委員 これは一年とか六カ月とかいう期間がついておられます。それに当てはまるものにつきては、できるだけそういう措置を講じていきたいと思つておられます。

○高橋委員長 次に、沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法案を議題とし、審査を進めます。

この際、政府に、本案の補足説明を求めます。影山政府委員。

提案されました件について、若干の補足説明を申し上げます。

提案理由の説明にもありましたように、この法律案は、沖繩の復帰に備えて行なわれる本土と沖繩との免許資格の一体化施策の一環として、弁護士資格等の一体化に関する特別の措置を定めようとするものでありまして、昨年成立しました沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法による免許資格の一体化措置とその目的を同じくするものであります。ただ、弁護士資格につきましては、沖繩と本土とで、その取得の要件がかなり異なつてゐる上に、弁護士職務は特に公共性が強く、またその資格は裁判官、検察官の任命資格とも共通であることにかんがみまして、これに本土資格を付与するにつきては、選考及び試験を行なうとするものであります。そこで、この法律案の内容の説明に入るに先立ちまして、まず、沖繩における弁護士資格取得の要件及び沖繩の弁護士資格者の数、その職種等から御説明いたします。

沖繩におきましては、昭和四十三年一月一日に、裁判所法、検察庁法及び弁護士法が施行され

て現行の司法制度となつたのでありますが、現在在職する裁判官、検察官及び弁護士はほとんど全部は、これら新法が制定されるまでの基本法令であつた琉球民裁判所制、一九五二年、昭和二十七年ですが、一九五二年布告第十二号により資格を付与された者でありまして、その資格が新法施行の際の経過措置として、新法による裁判官、検察官または弁護士の資格とみなされて今日に至つてゐるわけでありまして。

そこで、これらの者の資格取得の根拠規定となつてゐる、ただいま申しました布告第十二号、これはお手元に差し上げてあります資料の三ページであります。その内容を簡単に説明いたしますと、第七條第二項に弁護士の資格要件として、A号、B号、C号、D号の四種が規定されておられますが、A号は、本土の弁護士資格をさし、この法律案の特別措置の対象外としております。

〔委員長退席、瀬戸山委員長代理着席〕

B号は、「少くとも五年間琉球列島に於て判検事の職務に在つたこと」とされてゐますが、これは、法曹資格がなくとも特別に判検事に任命された者が五年間その職にあることにより弁護士の資格を取得することができると規定したものであります。これに該当する者は、主として戦後の初期において沖繩に法曹資格者がいなかったため、軍政長官等から判検事に適当な者として任命され、その職に五年以上あつたことによつて弁護士の資格を取得したものであります。

C号は、「公認の法律学校の卒業証明及び日本若しくは琉球の法律的訓練を要する職務に少くとも二年間の實際の経験を有すること」とされております。ところで、この「公認の法律学校」とは、本土及び沖繩の大学の法学部等であるとされ、また、「日本若しくは琉球の法律的訓練を要する職務」とは、本土または沖繩の裁判所書記官、検察事務官、弁護士事務所事務員等であるとして運用されてきております。

D号は、「琉球法曹試験局の試験に依る証

明」で、昭和二十七年年度以降行なわれてきたいわゆる琉球司法試験の合格者をさすものであります。この試験の科目及び試験問題は、本土の司法試験の第二次試験と類似したところがあります。が、受験資格は高校卒業程度とされてゐるところが本土と大きく異なつておまして、当初は大学卒でない合格者が多かつたのでありますが、最近におきましては、その合格者の大部分を大学卒業者が占めるようになり、また、これまでの合格者五十名中三十一名が本土に委託されて司法修習を受けております。

新制度になりましてからは、沖繩の弁護士法第四條第四号の規定、すなわち、大学の教授等の職に三年以上あつたことにより弁護士資格を取得し登録をしてゐる者が三名あります。なお、昭和四十四年度に沖繩の司法試験法による司法試験が一回だけ実施されておりますが、その合格者は沖繩の新制度による司法修習生として採用され目下本土に委託されて司法修習中でありまして、まだ法曹資格を取得していません。

そこで、次に資料一三ページの「沖繩の弁護士資格者数調」をあらためてご説明しますが、この表のA、B、C、Dは、右の布告第十二号第七條のA、B、C、Dの各号該当者をさすものであり、Bは沖繩の弁護士法第四條第四号の大学教授等に在職したことにより取得した資格をさすものであります。この表の員数は、いずれも昨年十月末現在の調査により把握した結果で、できるだけ正確を期したものであります。それによりまして沖繩の弁護士資格者数の合計は三百四十三名であり、資格要件別の内訳は、Aが十八名、B、すなわち判検事職五年が二十六名、C、大学卒及び法律的訓練を二年といふものが二百四十六名、それからD、沖繩の司法試験を通つた者が五十名、B、大学教授等が三名であります。また、弁護士資格者の職種別の内訳は、裁判官が五十五名、検察官が三十七名、弁護士が百二十五名で、これらの者をこの表では「現在の資格者」と表示しております。その合計は二百十七名であります。

このほかに、現在裁判官、検察官または弁護士に職にない者が百二十六名ありまして、この表では「潜在的資格者」と表示しておりますが、そのうち六十八名は裁判官以外の裁判所職員、三十六名は検察官以外の検察庁職員でありまして、ほとんどがCに該当する者であります。

このほか、布告第十二号から新弁護士法への切りかへの際にとられた経過措置によりまして沖繩の司法修習生となる資格を付与され、目下裁判所書記官、検察事務官等の職にあつて近い将来弁護士資格を取得する予定の者が百四十一名あります。

次に、この法律案の内容について簡単に御説明いたします。

この法律案における措置の主眼とするところは、以上に述べました沖繩の弁護士資格者等選考によつて本土の弁護士資格を与えようとする点にあるのでありますが、御承知のとおり、本土におきましては、弁護士の資格は、判事補及び二級の検事の任命資格と共通になっておられますので、今回の特別措置も沖繩の弁護士資格者に本土の弁護士資格を付与するにあたりましては、判事補及び二級の検事の資格をも同時に付与することとしております。したがひまして、沖繩の裁判官、検察官が、本土の裁判官、検察官の任命資格を得るにつけても、この選考に合格しておくことが必要となるわけでありまして。

そこで、この措置の御説明でございますが、資料一ページの「この法律による措置の図解」を開き願ひます。この図のとおり、この法律案による措置の対象は、沖繩の弁護士の資格を有する者で本土の資格を有しない者、すなわち先ほどの表では、B、C、D、に該当する者と、先ほど申しました沖繩の司法修習生となる資格を有し弁護士の資格を取得する過程にある者の全体であります。

今回の措置は、これらの全体を二つのグループに分けております。図の上の方から説明いたしますと、第一は、試

試験を受けることのできるグループでありまして、まず、沖繩の弁護士資格者中、裁判官、検察官または弁護士に三年以上在職する者は、司法試験管理委員会が行ないますところの本土の法曹としての能力があるかどうかを判定するための選考を受けることができるのであります。この選考に合格したときに、裁判所法第六十七条の規定による司法修習生の修習を終えたものとみなすこととしております。したがって、さきに申し上げましたように弁護士となる資格のほか、判事補・二級の検事になる資格を得得ることとなります。

次に、沖繩の司法試験に合格し、本土に委託されて司法修習を受けた者は、右の実務経験が三年未満または皆無でありまして、右の三年以上在職の者と同じに取り扱うこととしております。

これら三年以上の在職者及び本土に委託されて司法修習を受けた者を、後ほど申し上げます試験を受けさせることなく選考の対象とすることとしたのは、これらの者の沖繩におきまます法曹としての実務経験または本土における法曹教育の実績を尊重するのが相当と考えられたからであります。

第二は、試験を受けなければ、選考に進むことのできないグループでありまして、その一は、沖繩の弁護士資格を有する者で、前記以外の者であります。すなわち、裁判官、検察官または弁護士としての実務経験三年未満または全然実務経験のない者であつて、しかも本土で司法修習を受けていない者でありまして、しかもそのほかなどが〇号該当者であります。これらの者は、法曹としての実務経験が未熟または皆無の者でありますので、法曹として必要の民事、刑事に関する実務についての基礎的素養を備えているかどうかを判定するための筆記試験を行ないまして、その合格者に限り、右の選考に加わることができるとしてあります。

その二は、沖繩の司法修習生となる資格を有し、弁護士資格を取得する過程にある者も同様

に、右の試験を受けることができることといたしました。これらの者の大部分は、前述のとおり、裁判所書記官等の職にありまして昭和四十六年以降に沖繩の弁護士資格を得得るのであります。この際これらの者にも試験を受ける機会を、これを与えることとしたのであります。

ところで、選考は、口述その他の方法によつて行なわれる予定であります。選考の性質上沖繩における法曹としての実務経験等も可否の判定にあつてしなくされるべきものと考へております。なお、選考は、試験、講習とともに司法試験管理委員会に臨時に所掌させることといたしました。

この委員会は、御承知のとおり、法務事務次官、最高裁判所事務総長及び日本弁護士連合会の推薦する弁護士をもつて構成される機関であります。

次に、試験につきましては、その科目及び方法は政令で定めることとなりますが、試験の方法として、たとえば、民事、刑事の実務記録によりまして、出題をすることが考えられます。

なお、試験を受けることができる者は、この法律の施行の日において引き続き一年以上沖繩に住所を有する者に限ることとしました。この特別措置の性質上沖繩と関係のない者はもとより、沖繩に本籍があつても現在沖繩に住所のない者までを、試験の対象とすることは相当でないと考えからであります。

次に講習について御説明申し上げます。講習は、選考を受けようとする者のために、本土の法令及び民事、刑事に関する実務について行なうこととしてあります。

この講習は、本土と沖繩との間で法令及び民事、刑事の実務が異なつているところがあると考へられますので、これを補うために行なうことを目的とするものであります。

右の講習は、その目的等にかんがみ、これを受けることは選考の要件とはされておられません。が、国が右のような趣旨で行なう講習であります。

で、選考の対象者ができるだけ参加することが望ましいと考へております。

なお、講習は、沖繩に本土の法曹実務家を講師として派遣して行なう予定でありまして、期間は三ヶ月程度、科目は民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護、刑事弁護を予定いたしております。

これら選考、試験及び講習は、沖繩が復帰するまでの間に限り行なうこととしており、その実施の時期は政令で定めることとなっております。第一回は昭和四十五年度に行ない、第二回目は、復帰に近い時期に実施いたすつもりであります。

次に、第七条関係の暫定措置について説明いたします。選考を受けなかつた者または選考に合格しなかつた者でありまして、沖繩の復帰の日の前日におきまして沖繩の法令による弁護士登録をしていない者は、復帰の日から五年間に限り、政令で定めるところにより沖繩地域において弁護士としての業務を行なうことができることといたしてあります。このように地域制限つきで弁護士の業務を行なうことを認めますのは、昭和二十八年に奄美群島が復帰した際にとられた措置と同様であります。

最後に、現在沖繩におります外人弁護士の復帰後の取扱い、並びに沖繩の裁判官、検察官または弁護士に在職年数を本土の判事・一般の検事等の任命資格とされる在職年数に通算するかどうかにつきましては、現在のところ検討中でありまして、法的措置が必要と認められる場合は、沖繩復帰の際の経過措置法令中に所要の規定を設けたいと考へております。

以上、提案理由の補足を申し上げます。

〇瀬戸山委員長代理 質疑の申し出がありますので、これを許します。羽田野忠文君。

〇羽田野委員 政務次官がおいででございますので、ちよつと改正案の内容に入る前に、政務次官に政府の基本姿勢についてお伺いいたしたいと思

います。沖繩の本土復帰に伴う沖繩の法曹資格者の取り扱いについて、政府はどのような基本的な考へをお持ちであるか、次官のほうからお答えをいた

きたい。〇大竹政府委員 御承知のように、沖繩の法曹は、占領後二十余年の間非常に困難な状況下にありまして、沖繩の司法の再建につとめますと

もに、在住する百万の同胞のいわゆる人権の保護に当たつてきたという実績、経験というものがあ

るわけであります。しかも御承知のように、この沖繩が日本に帰つてくるということは歴史上な

いおめでたいことでもあるわけでございます。政府といたしましては、この際、実績と経験とい

うものをある程度評価しなければならぬ。そして、これを評価するたてまえにおいて一体化を

したい、こう考へておるわけでございます。いま補足説明にもございましたように、両方における法曹資格取得の要件が相当異なつておるという

こと、同時にまた、御承知のように法曹資格というものは、その職務の性質上非常に公共性に富んでおるということも考へなければならぬわけで

ございます。そういう面からは相当慎重に考へなければならぬ、こう思うわけでございまして、

いまほど補足説明にもございましたように、実務の経験を尊重したたてまえにおいて選考、試験の制度をとるといふのが、この法律案の趣旨でもございまして、政府としてはそう考へておるわけで

ございます。

〇羽田野委員 これは、聞くところによりまして、沖繩の法曹資格者のほうでは、現在いわゆる

アメリカの施政権下において法曹の資格を取得して

おるのだ、その施政権が今度は日本のほうに移

るのだ、取得した資格はそのまま日本のほうで承

継して、全部の者に法曹資格を与えるべきだとい

スタートのようにある。そうすると、実際に沖繩で判事や検事をしておる諸君に、そこから一年生でスタートさせるということも非常に気の毒だという面もあるわけですので、これは、弁護士の場合にはその点がたいして問題になりませんが、裁判官、検察官としてそのまますと残っていく場合に、職務権限あるいは待遇等について、いままでの実績を考慮するというのを考えておるのか、それは全く考慮しないのか、そういう点はどういうふうにお考えになっておられますか。

○影山政府委員 仰せのとおり、この資格法関係の法案だけで、裁判官でいえば判事補、検事でいえば二級検事の一番下の線になるわけでございます。そこで、この点は、経過法の問題でございます。復帰の時点までにその間の在職年数等をいかん評価し、どういうふうに通算するかというのを検討して、もし法的な措置が必要でございませうれば、また法案を提出して御審議をお願いする、こういうつもりであります。

○羽田野委員 終わります。

○瀬戸山委員 長代理 次、中谷鉄也君。

○中谷委員 三点ばかり問題を提起をいたしました。法案の審議が三十一日、四月三日と続いているので、本日はお答えをいたさないようにしたら、ひとつ政府の統一的な御見解をそのとき承りたい。

まず第一点は次の点です。要するに、沖繩の弁護士諸君に本法案によつて本土の弁護士の資格を与えるという一体化としての望み、このことについては基本的には賛成であります。ところが、そういうふうな中で、私、結論的に申し上げますが、現在われわれの最大の関心というのは、沖繩県民の国政参加、これが最大の関心。この点については現に努力をいたしている。要するに、施政権下におけるところの沖繩というものを、施政権というおもしろしをはねのけていく、それが私は国政参加の一つの側面だろうと思う。そうすると、立法、司法、立法のみならず司法の面においても、そのような努力が当然これはなされねばならない。

そこで、ひとつ政府の統一見解を承っておきたいのは次の点であります。すでにもうこの点については沖繩等の特別委員会において何人も論議をいたしました。もうそろそろ政府の統一見解をいただいてもいいのではないかと。沖繩についてのいわゆるサンマ判決、別にシムズ判決といわれている判決、この判決の要旨については、要するに布令、布告についての審査権を沖繩の裁判所に認めるのか認めないのか。要するに審査権がないというふうな、その後、当時のアイゼンスタイン法務局長の発言要旨等が発表されている、そうでございます。片一方においてわれわれは国政参加についての努力をして、日米間においての交渉を続けている。そうすると、本日、琉球現行法規総覧を持ってまいりましたけれども、琉球現行法規総覧の裁判所法の第一条によりますと、「すべて司法権は、この立法の定めるところにより設置する裁判所に属する。」「すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行ない、法にのみ拘束される。」「こういう規定であります。これは言うまでもなしに、日本国憲法七十六條の規定と相通するもの、こういうことになっておると思う。

そこで、政府の統一見解を求めたいというのには、まず第一点は、アメリカの布告、布令の審査権が沖繩の裁判所にあるという見解を、希望として当然この機会にもう出すべきだ。しかし、審査権がないなどというふうなアイゼンスタイン局長等の発言がかつてなされておる。この点について、その後日米間においてどのような交渉がなされたか、そうして政府のこの点についての統一見解は何か。これについてひとつ政府の御見解を、三十一日は大臣御出席になるのかどうか、御出席になるようであればそのとき、そうでなければ四月三日、これは外務省あるいは総理府あるいは法務省、いずれにいたしましてもそれぞれ関係があると思ひますが、法務省の政務次官御出席いたしておられますので、この点についての統一見解を、施政権下のことだからそれはということではなしに、この機会にひとつ明確な、国政参加

とのからみ合いの中で、司法の問題についてもひとつ見解を明らかにしていただきたい。本日御見解を求めるつもりはありませんが、これはひとつ政府部内において御検討いただきたい。この点についてひとつ最初お答えをいただきたいと思ひます。

○大竹政府委員 この問題はかつて非常に大きな問題になったことも承知しておるわけでありまして、当時たしか法務委員会としても現地に視察に参られたこともあるわけでありまして、この弁護士の問題、また復帰の問題等からみ合わせ、非常に重要な問題でございますので、三十一日までには部内において協議をいたしましてお答えをいたしたいと思ひます。

○中谷委員 政務次官からお約束をいただきましたが、それは外務省の問題であるとか、それは総理府だというふうなことはなしに、ひとつ政府として、法務大臣のほうからこの点についての御見解を承りたい、これが第一点であります。

次に、この法案の審議の基本にあるものは、要するに沖繩に本土法を適用していく、私はそういうふうな基本的な考え方があるかと思うのであります。三月二十六日に沖繩復帰対策大綱政府原案がまとまったということが報ぜられております。そこで、この機会に私自身、次回までに御準備をいたしたい資料は次の点であります。

先ほど引用いたしました琉球現行法規総覧司法・法務民事法の(1)の2の裁判所法に始まって第六章の司法試験に至るまでの現行法規総覧に記載されてある各法律の施行適用によつて現にいろいろな制度や運営がなされておる。そうでございます。それが復帰大綱との関係において本土法を全面的に適用していくのだという中で早急措置をしなければならぬ点はこの点なのか、こういう点についてはひとつ法務省あるいは総理府のほうから御答弁をいただきたいと思ひます。ただ現に施行されておる沖繩県におけるところのこれらの法律にかつて本土法を一括適用していくということだけでは済まないいろいろな問題があるうと

私は思ひます。運用上の問題その他……。これらの問題についてひとつ次回にお答えをいただきたい。これはかなりたいへんな作業だと思ひますが、資料要求を兼ねてそういうことを申し上げておきます。お約束をいただきました。

○加藤(素)政府委員 お答えいたします。御質問の最初のところに出ました、沖繩にこの法律を適用するという意味合いで考えるというふうなことを前提にお話になったように伺ひましたけれども、これは昨年の免許資格の統一の法律のときも御議論がございまして、一応政府からの統一見解という形で御回答申し上げたことがあったと思ひます。その際は、これは沖繩に本土法を適用するということが自体は現時点においてはできないという意味であるけれども、ただこの資格の問題につきましては、沖繩の人の資格に対して窓口を開いたという意味合いのものとしてお答えしたように考えております。そういうことでございまして、現時点において、すなわち復帰までの間に本土法をそのまま適用するということは考えられないわけでございますが、本土法を復帰の時点において適用するに際してどのような形で適用していけばいいかという社会的な不安が生じないかという点がこれから総理府を中心いたしまして復帰対策をきめていく基本的な考え方でございますが、先生がいま御指摘になりました復帰大綱、三十一日ということで御指摘になりましたけれども、その大綱というのはこれからどういうふうな復帰準備を進めていくかというのを関係協議会できめていたいただきたいという意味合いでございます。この大綱そのものもどういう形になるかわかりませんが、そういうふうなことでございまして。

したがって、現時点において、先生の御指摘のように、琉球立法の各条項につきましてもどういうふうなその暫定措置といひますか、そういうものを考えていくかということ三十一日ないしは三日の日までに言えということとはちょっと無理でございます。

当な選考の方法等を期待しているわけでござい
ます。これにつきまして選考委員会自身が可否を
おきめになるという構想をとっております。

○羽田野委員 本土と違ふ法曹資格者に本土にお
ける法曹資格を与えるという事柄は、いま
までほかに朝鮮弁護士会あるいは奄美群島の復
婦のときの問題という例があるようであり
ますが、過去の例は今回のこの法曹資格を与える
方法と同じような方法がとられたのか、あるいは
違ふのか、違ふとするならば、それはどうい
う理由で違ふのか、その点の御説明をいたされたい。

○影山政府委員 過去の例を考へてみますと、終
戦によって朝鮮から引き揚げられてきた朝鮮の弁
護士の有資格者の方については、このように試
験、選考という二段のことはいたしてござい
ませんが、選考によって弁護士資格を付与するとい
うことには、実務経験が区別いたしません。した
が、試験を用いることなく選考にいく。全
部をそういうふうに取り扱いましたのは、やはり
資格取得要件が、朝鮮の場合は沖縄の場合と比較
いたしまして、著しく異なるという程度ではない
ものでないかということからそういうふうにな
ったものであろうかと考えられます。

それから奄美大島の場合は、これは選考いたし
ませんで、そのかわり三年間に限って奄美地域に
限って弁護士事務を行なうことができるという
ふうにしたわけでございます。

○羽田野委員 この三条で講習の規定が入れられ
ておりますが、これは選考を受けようとする者は
必ず講習を受けなければならないのか、あるいは
受ける受けないは任意であるのかという点、並び
にこの講習の目的、それから実際に実施する講習
の構想、内容は、どういふふうな講習をするのか
という点を御説明いたされたい。

○影山政府委員 まず講習の目的のほうから申し
上げますと、この講習は資格要件の取得の差によ
るレベルアップというふうな、必ずしもそういう
趣旨ではございませんで、先ほど申し上げました

ように、本土の法令及び民事、刑事に関する実務
について行なり、要するに本土と沖縄との間では
法令及び法律実務の取り扱いが異なっているところ
があるというふうな考えられまして、この点
について修得していただくという趣旨でございま
す。そういう趣旨でございまして、それから、それ
からもう一つは、先ほど申しましたように、本土で
司法修習を受けた者とか、あるいは本土と関係の
ある訴訟事件を扱っている弁護士の方々とか、あ
るいは本土に研修に来たり、本土の講師による研
修を沖縄で受けたというふうな方々も相当数おら
れますので、これを全員に強制するということには
いたしてございまして、この研修を受けなくて
も選考は受けられるということにいたしましたわけ
でございまして。

研修の方法でございまして、なるべく選考に近
接した時期に三ヶ月程度の講習を本土から講師を
派遣いたしまして行なり、その講師には裁判官、
検察官、弁護士の本土の実務家を充てたい、か
ように考へておる次第であります。

○羽田野委員 次に、この経過規定のような七条
ですが、これはほかの条文と全く異質のもので、
一番問題のあるものかと思つておるのですが、こ
の五年間に限って、沖縄において弁護士法三条に
規定する事務を行なうことができると、こういう
本来本土における弁護士法の所定の弁護士でなく
してその事務を行なう者は、たとえば日本国憲法
の三十七條で、「刑事被告人は、いかなる場合に
も、資格を有する弁護人を依頼することができ
る。被告人が自らこれを依頼することができない
ときは、国でこれを附する。」こういう、いわ
ゆる資格を有する弁護人というふうなものに当
たるものであるのかどうか、あるいは当たらな
いのか、非常に疑問があるのですが、これはどう
いうふうな御説明がなされますか。

○影山政府委員 七条の措置でございまして、こ
れは、ここにもございまして、一「沖縄の復帰
の日から起算して五年間限り、政令で定めると
ころにより、沖縄において、同法第三条に規定す

る事務を行なうことができる。」とございまし
て、この同法と申しますのは、申すまでもなく弁
護士法でございまして、日本本土の弁護士法の弁
護士ではございまして、沖縄限りにおいて弁護
士の事務を行なうことができる三條一項の事務、
すなわち弁護士事務を行なうことができるという
ことでございまして、正確に申しますと本土の
弁護士法上の弁護士ではないという考えでござい
ます。そこで、民事訴訟法、刑事訴訟法との連絡
でございまして、つまり、弁護士の事務を行なう
ことができまして、訴訟法上の弁護士といえな
い、現実に弁護士業務が行なえないわけでござ
いますから、そこで、ここにございまして、政
令で定めるところにより、行なうことができる。
この政令で、いまの、たとえば訴訟法の弁護士と
みなすとか、そういう手当てをいたしまして、こ
の間円滑に運用ができるようにいたしたい、この
ように思つております。

○羽田野委員 どうもそのところが私はまだ
ちよつと納得できない。というのは、いま答弁に
もありました、この民事訴訟法の七十九條、刑
事訴訟法の三十一條、いわゆる弁護人は弁護士の
中から選ぶ、あるいは地方裁判所の民事事件の代
理人は弁護士でなければできないという、弁護士
ということをはっきり特定しているこの各法案が
あるわけですが、そういう場合に、この事務を行
なうことができる者がそれを行なうということ
は非常におかしいことだ。また、行なえなければ
これは全く意味がない。そういう職務上の問題、そ
れから弁護士法では、弁護士でないものは弁護
士ということはできない、事務所を持たないとい
うことが明定されておりますが、この職務上の権限
の関係、並びに事務を行なうことができる者は名
称はどういう名称を使うことをお考えになつてお
るのか、この点ちよつと御説明いたされたい。

○影山政府委員 まず、特にこの弁護士、正確な
意味で弁護士法の弁護士ではございせんけれど
も、この法律によりまして、弁護士の業務を行な
える権限というのは、持つてゐる職責と申します

か、持つてゐるわけでございまして、その意味
で、その活動をするために、先ほど申しましたよ
うな、若干の政令で若干の手当てをすればよろし
いのではないかと考へております。

それから名称の点でございまして、これはたい
へんむづかしい問題でございまして、どういふ名
称をつけますか、これは、その名称を持つて仕事
をされる弁護士さん側あるいは沖縄住民の側にも
、名称によつてはどういふ印象を与えるか、い
ろいろの問題があるかと思ひます。しかし、これ
は奄美の復帰の場合にも、この種の仕事をされる
方が、ごく少数ではございまして、あつたわけ
でございまして。そこで、いろいろの先例を調べる
なりいろいろ検討をいたしまして、いずれにしろ
経過措置の問題でございまして、それまでに政
令でその点を調節したい、かように考へておりま
す。

○羽田野委員 奄美の場合は、あれは三年として
あります。今度の場合、五年としたのは、何か
意味があるのですか。

○影山政府委員 奄美の場合は、占領期間も今回
に比べると非常に短うございまして、約八年で
ございまして、今回は、御承知のように二十数年に
及びますので、それから、地方事務と申しま
す、地方の規模が奄美とは格段の差でございま
して、先ほどの補足説明にも申し上げましたよ
うに、有資格者の数も非常に多うございまして、占
領期間も、その活動の期間も、長かつたという
ことで、三年では少し短過ぎるのではなからう
かという考慮に出たわけでございまして。

○羽田野委員 最後に一点。
これは、きよの補足説明によりますと、これ
で本土の法曹資格を取得した者について、沖縄
の裁判官、検察官あるいは弁護士の在職年数を、
本土の判事その他の任用資格の計算する場合に
通算するかどうかは検討中だということがありま
す。これがあつて問題になつておると思いますが、法律
でいうと、この法曹資格を取得したときに「司法
修習生の修習を終えたものとみなす。」と、そこ

が、持つてゐるわけでございまして、その意味
で、その活動をするために、先ほど申しましたよ
うな、若干の政令で若干の手当てをすればよろし
いのではないかと考へております。

それから名称の点でございまして、これはたい
へんむづかしい問題でございまして、どういふ名
称をつけますか、これは、その名称を持つて仕事
をされる弁護士さん側あるいは沖縄住民の側にも
、名称によつてはどういふ印象を与えるか、い
ろいろの問題があるかと思ひます。しかし、これ
は奄美の復帰の場合にも、この種の仕事をされる
方が、ごく少数ではございまして、あつたわけ
でございまして。そこで、いろいろの先例を調べる
なりいろいろ検討をいたしまして、いずれにしろ
経過措置の問題でございまして、それまでに政
令でその点を調節したい、かように考へておりま
す。

○羽田野委員 奄美の場合は、あれは三年として
あります。今度の場合、五年としたのは、何か
意味があるのですか。

○影山政府委員 奄美の場合は、占領期間も今回
に比べると非常に短うございまして、約八年で
ございまして、今回は、御承知のように二十数年に
及びますので、それから、地方事務と申しま
す、地方の規模が奄美とは格段の差でございま
して、先ほどの補足説明にも申し上げましたよ
うに、有資格者の数も非常に多うございまして、占
領期間も、その活動の期間も、長かつたという
ことで、三年では少し短過ぎるのではなからう
かという考慮に出たわけでございまして。

○羽田野委員 最後に一点。
これは、きよの補足説明によりますと、これ
で本土の法曹資格を取得した者について、沖縄
の裁判官、検察官あるいは弁護士の在職年数を、
本土の判事その他の任用資格の計算する場合に
通算するかどうかは検討中だということがありま
す。これがあつて問題になつておると思いますが、法律
でいうと、この法曹資格を取得したときに「司法
修習生の修習を終えたものとみなす。」と、そこ

が、持つてゐるわけでございまして、その意味
で、その活動をするために、先ほど申しましたよ
うな、若干の政令で若干の手当てをすればよろし
いのではないかと考へております。

それから名称の点でございまして、これはたい
へんむづかしい問題でございまして、どういふ名
称をつけますか、これは、その名称を持つて仕事
をされる弁護士さん側あるいは沖縄住民の側にも
、名称によつてはどういふ印象を与えるか、い
ろいろの問題があるかと思ひます。しかし、これ
は奄美の復帰の場合にも、この種の仕事をされる
方が、ごく少数ではございまして、あつたわけ
でございまして。そこで、いろいろの先例を調べる
なりいろいろ検討をいたしまして、いずれにしろ
経過措置の問題でございまして、それまでに政
令でその点を調節したい、かように考へておりま
す。

スタートのようにある。そうすると、実際に沖繩で判事や検事をしておる諸君に、そこから一年生でスタートさせるということも非常に気の毒だといふ面もあるわけですので、これは、弁護士の場合にはその点がたいして問題になりませんが、裁判官、検察官としてそのまますつと残っていく場合、職務権限あるいは待遇等について、いままでの実績を考慮するというのを考えておるのか、それは全く考慮しないのか、そういう点はどういふふうにお考えになっておられますか。

○影山政府委員 仰せのとおり、この資格法関係の法案だけで、裁判官でいえば判事補、検事でいえば二級検事の一番下の線になるわけでございます。そこで、この点は、経過法の問題でございまして、復帰の時点までにその間の在職年数等をいかに評価し、どういふふうに通算するかというのを検討して、もし法的な措置が必要でございすれば、また法案を提出して御審議をお願いする、こういうつもりであります。

○羽田野委員 終わります。

○瀬戸山委員 長代理 次に、中谷鉄也君。

○中谷委員 三點ばかり問題を提起をいたしました。法案の審議が三十一日、四月三日と続いているので、本日お答えをいたさないようにして、ひとつ政府の統一の御見解をそのとき承りたい。

まず第一点は次の点です。要するに、沖繩の弁護士諸君に本法案によつて本土の弁護士の資格を与えるという一体化としての営み、このことについては基本的には賛成であります。ところが、そういうふうな中で、私、結論的に申し上げますが、現在われわれの最大の関心というのは、沖繩県民の国政参加、これが最大の関心。この点については現に努力をいたしている。要するに、施政権下におけるところの沖繩というものを、施政権というおもしろいものを、それが私は国政参加の一つの側面だろうと思う。そうすると、立法、司法のみならず司法の面においても、そのような努力が当然これはなされねばならない。

そこで、ひとつ政府の統一見解を承つておきたいのは次の点であります。すでにこの点については沖繩等の特別委員会において何人も論議をいたしました。もうそろそろ政府の統一見解をいただいてもいいのではないかと。沖繩についていわれるサンマ判決、別にシムズ判決といわれている判決、この判決の要旨については、要するに布令、布告についての審査権を沖繩の裁判所に認めるのか認めないのか。要するに審査権がないというふうな、その後、当時のアイゼンスタイン法務局長の発言要旨等が発表されている、そうでございます。片一方においてわれわれは国政参加についての努力をして、日米間においての交渉をしていっている。そうすると、本日、琉球現行法規総覧を持つてまいりましたけれども、琉球現行法規総覧の裁判所法の第一条によりますと、「すべて司法権は、この立法の定めるところにより設置する裁判所に属する。」「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ない、法にのみ拘束される。」「この規定であります。これは言うまでもなしに、日本国憲法七十六條の規定と相通ずるもので、こういうことになつておると思う。

そこで、政府の統一見解を求めたいというものは、まず第一点は、アメリカの布告、布令の審査権が沖繩の裁判所にあるという見解を、希望として当然この機会にも出すべきだ。しかし、審査権がないなどというふうなアイゼンスタイン局長等の発言がかつてなされておる。この点について、その後日米間においてどのような交渉がなされたか、そうして政府のこの点についての統一見解は何か。これについてひとつ政府の御見解を、三十一日は大臣御出席になるのかどうか、御出席になるようであればそのとき、そうでなければ四月三日、これは外務省あるいは総理府あるいは法務省、いずれにいたしましてもそれぞれ関係があると思ひますが、法務省の政務次官御出席いただいておりますので、この点についての統一見解を、施政権下のことなんだからそれはということではなしに、この機会にひとつ明確な、国政参加

とのからみ合いの中で、司法の問題についてもひとつ見解を明らかにしていただきたい。本日御見解を求めるつもりはありませんが、これはひとつ政府部内において御検討いただきたい。この点についてひとつ最初お答えをいただきたいと思ひます。

○大竹政府委員 この問題はかつて非常に大きな問題になったことも承知しておるわけでありまして、当時たしか法務委員会としても現地に視察に参られたこともあるわけでありまして、この弁護士法の問題、また復帰の問題等からみ合わせ、非常に重要な問題でございまして、三十一日までには部内において協議をいたしましてお答えをいたしたいと思ひます。

○中谷委員 政務次官からお約束をいただきましたが、それは外務省の問題であるとか、それは総理府だといふふうなことではなしに、ひとつ政府として、法務大臣のほうからこの点についての御見解を承りたい、これが第一点であります。

次に、この法案の審議の基本にあるものは、要するに沖繩に本土法を適用していく、私はそういうふうな基本的な考え方があろうかと思うのであります。三月二十六日に沖繩復帰対策大綱政府原案がまとまつたということが報ぜられております。そこで、この機会に私自身、次回までに御準備をいたしたい資料は次の点であります。

先ほど引用いたしました琉球現行法規総覧司法・法務民事法の(1)の2の裁判所法に始まつて第六章の司法試験に至るまでの現行法規総覧に記載されてある各法律の施行適用によつて現にいろいろな制度や運営がなされておる。そうでございます。それが復帰大綱との関係において本土法を全面的に適用していくのだという中で早急に措置しなければならぬ点はこの点なのか、こういう点についてはひとつ法務省あるいは総理府のほうから御答弁をいただきたいと思います。ただ現に施行されておる沖繩県におけるところのこれらの法律にかつて本土法を一括適用していくということだけでは済まないいろいろな問題があるうと

私は思うのです。運用上の問題その他……。これらの問題についてひとつ次回にお答えをいただきたい。これはかなりたいへんな作業だと思ひますが、資料要求を兼ねてそういうことを申し上げておきます。お約束をいただきました。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。

御質問の最初のところに出ました、沖繩にこの法律を適用するという意味合いで考えるというふうなことを前提にしてお話しになつたように伺ひましたけれども、これは昨年の免許資格の統一の法律のときも御議論がございまして、一応政府からの統一見解という形で御回答申し上げたことがあつたと思ひます。その際は、これは沖繩に本土法を適用するということが自体は現時点においてはできないという意味であるけれども、ただこの資格の問題につきましては、沖繩の人の資格に対して窓口を開いたという意味合いのものとしてお答えしたように考えております。そういうことでございまして、現時点において、すなわち復帰までの間に本土法をそのまま適用するということは考えられないわけでございますが、本土法を復帰の時点において適用するに際してどのような形で適用していくべきかという点については、不安が生じないかという点がこれから総理府を中心いたしました復帰対策をきめていく基本的な考え方でございますが、先生がいま御指摘になりました復帰大綱、三十一日ということでは御指摘になりましたけれども、その大綱というのはこれからどういふふうな復帰準備を進めていくかということとを関係協議会できめていただきたいという意味合いでございます。この大綱そのものもどういふ形になるかわかりませんが、そういうふうなことでございまして。

したがつて、現時点において、先生の御指摘のよう、琉球立法の各条項につきましてもどういふふうなその暫定措置といひますが、そういうものを考えていくかということとを三十一日ないしは三日の日までに言えということとはちよつと無理でございまして。

○中谷委員 私はいくつにやうにお尋ねしているのです。当然のことですが、本土並みの法令、制度の適用に伴う立法措置などは一括して国会に提出するように努力をいたしたい、こう言っているわけでしょう。だからそういうことはもう当然のこと、施政権が返還される以前に本土法が直接適用されるとは言っていないわけなんです。ただそういうふうな本土並み法令というものをもちこつて、こう、こういうことですね。ですから参事官、そういうふうにお答えになりますと、たとえば高等裁判所裁判官任命諮問委員会法なんというのがありますね、こんなのが一体七二年までこのままでいいのかわりか。ですから、これは早急に琉球政府にそういうふうな点についてのアドバイスをして、廃止するものは当然廃止をするというふうな営みについての努力をさるべきだというように、これは私の提言なんです。そこで、その点についてはどういふふうなことを考えておられるか。

次に、二年前に出ている一体化報告については先任も参事官とお話ししましたが、法令の整備を急ぐこととなっている。そうでございますね。すでにこの琉球現行法規総覧のこの条文は、とにかく本土並み法令としてはおかしい、七二年までに当然これは廃止、修正すべきだということには出ておられるわけですね、そういう点については次回までに準備をいたしたいと思います。ほかの争いのあるところの問題のある法案をわれわれがかえておきますので、そういう点についての御準備がいただけないとすると、この法案についての審議がかなり延びますけれども、準備はいただけるかどうかもう一度、あまり時間がないから、準備していただくかどうかだけで……。

○加藤参事官 政府委員 おとしの調査以来、私もといいたしましては、まだ復帰のめどもついていない段階でございまして、諮問委員会を通じて、琉球政府のほうでそれがとれるような技術的な援助あるいは財政的な援助等をいたしていただくわけでございます。本土政府の段階でとり得るものにつきま

しては、先ほど申し上げました国家試験の免許資格統一の法律、そういう法律を制定していただきまして、そういうふうなことで準備していただくわけでございます。そういうことでございまして、いまの時点でそのこまかい点につきましては、度々きめるといふことは、私ちよつと申し上げかねるわけでございます。と申し上げますのは、十二月に各省の担当官会議というものをもちまして、さらに一月に部会を持って各部門につきましてそれぞれ問題点を指摘し、その復帰準備のための対策を目下検討中でございますので、そういう意味におきまして、三十一日とか三日とかいうことは私としてはちよつとお答えしかねるわけでございます。

○中谷委員 法務省はいかがですか。要するに、御準備いただけないということになれば、私自身もう一度あらためて問題点を——御指摘いただけないならば、この沖繩の弁護士に本土の弁護士の資格を与えるというの、司法制度整備の一環としてのわれわれの努力であり営みなんです。それから、そうやってまいりますと、これ全部についてこの点はどうか、この点はどうか、全部についてこのことはこの機会にお聞きしておかなければならぬ。たいへんな時間を要しますよ。かなり問題意識としてあるのは問題点は法令の整備をしなればならぬというところは、四十三年の七月十六日にすでにこういう一体化調査報告書が出ているのですから、そういうものについては法令の整備の内容容についてこの点についてはこういうようにしたいと思うというふうな程度——国政参加という重大なできごとをとかくわれわれは迎えようとして、司法の整備に際してそういう問題点の指摘は、法務省としては、これは法務省の御所管ですから、あなたのほうは準備できますか。

○影山政府委員 ただいまの点でございますが、何ぶんにも広範な司法制度全般にわたりますので、ぐにどういふ方策をとるかという点は、ちよつとお答えいたしかねると思われま

言っておきますが、そうなれば、私のほうからあらためてこの点はどうか、私というふうなところでお聞きをすることになるかもしれませんが、むしろあなたのほうでそれは当然お出しになるべきだということで、私、資料を要求したのですが、私のほうからいろいろな点を質問していただくわけですか、そういうことならそれでけっこうです。

それといま一つ問題になる点は、司法権の独立、弁護士が社会正義の実現、そういうことについて努力をする。これは現に先ほど提案理由の説明の中にあったように、非常に施政権下の苦しい中で、政務次官のお話の中にあったように、沖繩の弁護士諸君が人権擁護のために努力してきた労を多としなければならぬということ、これは当然だと考える。そんな中でこの点について、これも従来から何人も論議をされたことでもありますけれども、政府の御見解を次回までに承りたいと思ふのであります。米国民政府上訴審裁判所、米国民政府刑事裁判所、米国民政府民事裁判所、それと琉球裁判所制度の民事裁判権、琉球民警察官の逮捕権、これは数回にわたって取り上げた問題であります。それから一体化調査報告書の中にも、すでに指摘をされておる刑法並びに訴訟手続法典、これらの布告、布告、その他の琉球法令集、布告布令編の中に記載されておる司法に関するもの、これらのものについて日米間において今日までのような協議がなされたか。特に政府として、アメリカに対して廃止しないしは修正を求めると、布告、布告は何か、この点が一点、これをひとつとまとめて次回に明解な御答弁をいたしたい。

なお、本法案の資料をいたしまして、裁判所の仕組みについての資料をいただいております。軍の裁判所は一体どうなっているのか、民政府の關係の裁判所は一体どうなっているのか、その民政府の裁判所における沖繩の弁護士諸君の活動は一体どうなっているのか。これは布告、布告を見て必ずしも明確でない点がある。ことに必要弁護がどの程度まで許されているかどうかこれは明

確でない。はたして沖繩県民の人権が守られているのかどうか、こういう点もはたは不明確です。これらの点についての資料としては、事件件数等も民刑にわたって資料の中に出てくるわけですが、われわれがむしろ知りたいのは、民政府の裁判所関係におけるところの事件数であり、弁護士が付せられたかどうかという問題、この点が私は問題だと思ふ。これらについての資料は、沖繩の弁護士諸君が今日まで努力してきたことの一つの歴史だと思ふのです。そういう点からも三十一日、三日、このいずれかに御準備をいたしたい。それらの準備を待つて質問をいたしたいというのがまず一点。

第二点は、この機会に法律事務関係者であるところの沖繩の司法書士、それから公証人の問題、これは当然お気づきになっておられるだろうと思ひますけれども、これらの問題についての一体化案等について、これははつきりしていただきたことになるところの公証人の問題については一体どういふことになっているだろうか。これは法務省も十分御検討になっているだろうと思ひますけれども、これについての見解も次回までに明らかにしたい。また、こういうこと、明らかにしたい。また、私の資料要求的な質問を終わりたいと思ひます。

○影山政府委員 ただいまのお尋ねの件ですが、私も、向こうの実情を的確に把握するといふことはなかなかむずかしい点もございまして、できる限り御趣旨に沿うような資料をさがしてみたいと思ひます。しかし、何ぶん次回あるいはその次というふうなすぐ間に合うかどうかはちよつとお答えいたしかねます。

○中谷委員 日米の、従来から指摘されている布告、布告の廃止を求める協議は一体どのような経過をたどったか、これは外務大臣の出席を求めてお聞きすべきことだろうと思ひけれども、政府として、法務省のほうでその点についてのそういう協議はした事実が全然ないならいややむを得ない、そういう点については記録として残っている

はずですから、これは次回までにはお出しただけですね。

○影山政府委員 外務省とも相談いたしました、お出しします。

○中谷委員 終わります。

○瀬戸山委員長代理 それでは、ただいま中谷委員から提起されました政府の見解、資料等について、可能な限りひとつ御善処を願うこといたします。

次回は、来たる三十一日午前十時二十分理事会、十時三十分委員会を開会することとして、本日は、これにて散会いたします。

午後一時一分散会

